

改正後	現行				
<p>(手数料)</p> <p>第二条 法第三条第三項の手数料の金額は、<u>十五万円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第四条第一項第二号等に規定する政令で定める使用人)</p> <p>第三条 法第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号並びに第六条第一項第九号及び第十号に規定する政令で定める使用人は、法第三条第一項の登録を受けようとする者の使用人で、貸金業に関し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所<sup>〃</sup>の業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものとする。</p> <p>(債権譲渡等の規制等に関する読替え)</p> <p>第三条の三 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合について法第二十四条第二項の規定を準用する場合には、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="199 224 303 1097"> <tr> <td>第十七条、第十八条第一項、</td> <td>第二十条中「貸金業を営む者は</td> </tr> <tr> <td>第二十一条及び前項中「貸金</td> <td>」とあるのは「貸金業を営む者</td> </tr> </table>	第十七条、第十八条第一項、	第二十条中「貸金業を営む者は	第二十一条及び前項中「貸金	」とあるのは「貸金業を営む者	<p>(手数料)</p> <p>第二条 法第三条第三項の手数料の金額は、<u>四万三千元</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第四条第一項第二号等に規定する政令で定める使用人)</p> <p>第三条 法第四条第一項第二号及び第三号並びに第六条第一項第七号及び第八号に規定する政令で定める使用人は、法第三条第一項の登録を受けようとする者の使用人で、貸金業に関し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所<sup>〃</sup>の業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものとする。</p> <p>(新設)</p>
第十七条、第十八条第一項、	第二十条中「貸金業を営む者は				
第二十一条及び前項中「貸金	」とあるのは「貸金業を営む者				

業者は」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」と

第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」

とあるのは「当該債権を譲り受けたとき」と、「その契約を受けたとき」と、「その相手方」

とあるのは「当該譲り受けた債権に係る債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とある

のは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」

と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸

付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「金額」とあるのは「金額及び譲り受

けた債権の額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債

の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」

権」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、「保証契約を締結したとき」とあるのは「保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該譲り受けた債権について保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「

<p>当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、第十八条第一項中「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けの契約を締結した者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「譲り受けた債権の額及び貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」とあるのは「貸金業者の貸付け</p>	<p>第二十一条中「貸金業を営む者又は貸金業を営む者の」とあるのは「貸金業を営む者の」とあるのは「貸金業を営む者の貸付け</p>
--	--

<p>に係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該譲り受けた債権に係る」</p>	<p>に係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該譲り受けた債権に係る」</p>
<p>第二十二条中「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と、前項中「貸付けに係る契約に基づく債権」</p>	<p>第二十四条の六において読み替えて準用する前項中「貸金業を営む者は」とあるのは「貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」と、「貸付けに係る契約に基づく債権」</p>
<p>2 法第二十四条の六の規定において保証業者が貸金業を営む者との間でその貸付けに係る契約についてした保証に基づく求償権、当該貸金業を営む者の当該貸付けに係る契約若しくはその保証契約に基づく債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（第四項において「</p>	

保証等に係る求償権等」という。)を取得した場合について法第二十四条の二第二項の規定を準用する場合には、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十七条、第十八条第一項及び第二十二条中「貸金業者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等を取得したとき」と、「その契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「その相手方」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等	第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者は」
--	--

に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約について」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるの

は「第二十四条の二第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の二第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは



<p>「保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得了た保証業者は」</p>	<p>「当該保証業者の商号」と、第二十二条中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、保証等に係る求償権等を取得了た保証業者</p>
	<p>「当該保証業者の商号」</p>

で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」

3 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が当該債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（第五項において「受託弁済に係る求償権等」という。）を取得した場合（保証業者が当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を取得した場合を除く。）について法第二十四条の三第二項の規定を準用する場合においては、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十七条、第十八条第一項及び第二十一条中「貸金業者は」とあるのは「受託弁済者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を取得したとき」と、「その契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「その相手方」と	第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済者は」と
--	-------------------------------

あるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の年月日」と、同項第二号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約について」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と

、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の三第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」と

<p>あるのは「受託弁済に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済者は」と</p> <p>「当該受託弁済者の商号」と</p> <p>第二十一条中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済に係る求償権等」と、「当該債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権」と</p>	<p>「当該受託弁済者の商号」と</p>
---	----------------------

等」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、受託弁済者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」

4 法第二十四条の六の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について法第二十四条の四第二項の規定を準用する場合においては、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十七条、第十八条第一項及び第二十二条中「貸金業者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者は」と、第十七条第一項中「貸付」に係る契約を締結したとき「とあるのは「当該保証等に係る求償権等を譲り受けたとき」と、「その契約」とあるのは「当該保証等に係る求償	第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者は」
--	--

権等」と、「その相手方」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約

について」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「当該保証契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の四第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあ



るのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の四第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の譲受年月日」と、当該保証等に係る求償権等

<p>の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けたる者は」</p>	<p>第二十二条中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務</p>
	<p>第二十四条の六において読み替えて準用する前項中「保証業者」</p>

<p>所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と、前項中「保証業者」</p>	
<p>5 法第二十四条の六の規定において受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について法第二十四条の五第二項の規定を準用する場合においては、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	
<p>第十七条、第十八条第一項及び第二十二条中「貸金業者は」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は」と、第十七条第一項中「貸</p>	<p>第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は」</p>
<p>付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けたとき」と、「その契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「その相手方」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託</p>	

弁済者及び当該受託弁済者に  
弁済を委託した貸金業者」と  
、同項第二号中「契約年月日  
」とあるのは「受託弁済に係  
る求償権等の譲受年月日、受  
託弁済に係る求償権等の取得  
年月日及び当該受託弁済に係  
る求償権等に係る貸付けに係  
る契約の契約年月日」と、同  
項第三号中「貸付けの金額」  
とあるのは「受託弁済に係る  
求償権等の額及び当該受託弁  
済に係る求償権等に係る貸付  
けに係る契約の貸付けの金額  
」と、同条第二項中「貸付け  
に係る契約について」とある  
のは「当該受託弁済に係る求  
償権等に係る」と、同項第一  
号中「貸金業者」とあるのは  
「受託弁済に係る求償権等を  
譲り受けた者、受託弁済者及  
び当該受託弁済者に弁済を委  
託した貸金業者」と、同条第  
三項中「貸付けに係る契約に

ついて保証契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の五第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の五第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係

<p>る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は」</p>	<p>次条において読み替えて準用する前項中「受託弁済者」</p>
--	----------------------------------

「当該債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、受託弁済に係る求償権等を取付した者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては住所又は居所）を有するもの」と、前項中「受託弁済者」

（財務局長等への権限の委任）

第六条 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（第四項において「長官権限」という。）は、法第二十四條の第七十項の規定による指定並びに法第三十五條第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査の権限を除き、貸金業者（法第三条第一項の登録を受けようとする者を含む。）の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地（第一号に掲げる権限にあつては、貸金業協会の事務所所在地）を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡

（財務局長等への権限の委任）

第六条 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（第四項において「長官権限」という。）は、法第三十五條第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査の権限を除き、貸金業者（法第三条第一項の登録を受けようとする者を含む。）の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地（第一号に掲げる権限にあつては、貸金業協会の事務所所在地）を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福

<p>財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長（）に委任する。ただし、次に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2）5（略）</p>	<p>岡財務支局長（）に委任する。ただし、次に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2）5（略）</p>
--	--



地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）

改正案		現行	
<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>			
<p>標準事務</p> <p>一〇百四（略）</p> <p>百四の二 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号） 第三条第一項及び第二項の規定に基づく貸金業者の登録に関する事務</p>	<p>手数料を徴収する事務</p> <p>1 貸金業の規制等に関する法律第三条第一項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査</p> <p>2 貸金業の規制等に関する法律第三条第二項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>金額</p> <p>十五万円</p> <p>十五万円</p>	<p>標準事務</p> <p>一〇百四（略）</p> <p>百五〇百八（略）</p>
<p>百五〇百八（略）</p>	<p>百五〇百八（略）</p>	<p>百五〇百八（略）</p>	<p>百五〇百八（略）</p>

## 附 則

### ( 施行期日 )

第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年一月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

### ( 手数料に関する経過措置 )

第二条 この政令による改正後の貸金業の規制等に関する法律施行令第二条第一項の規定は、有効期間の満了の日の翌日が施行日以後である改正法第一条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律（次条第一項において「旧貸金業規制法」という。）第三条第一項の内閣総理大臣の登録に係る改正法第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律（次条第一項において「新貸金業規制法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請について適用し、有効期間の満了の日の翌日が施行日前である旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣の登録に係る同条第二項の登録の更新の申請については、なお従前の例

による。

(登録の更新に関する経過措置)

第三条 有効期間の満了の日の翌日が施行日から平成十六年三月一日までの間である旧貸金業規制法第三条第一項の登録に係る新貸金業規制法第三条第二項の登録の更新の申請については、新貸金業規制法第四条の規定の例により、有効期間の満了の日の二月前までに申請をしなければならない。ただし、有効期間の満了の日の二月前に当たる日とこの政令の公布の日との間の日数が三十日に満たない場合には、有効期間の満了の日の二月前に当たる日から起算して三十日から当該三十日に満たない日数を控除した日数を経過する日までに申請をしなければならない。

2 前項ただし書の申請については、有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(権限の委任)

第四条 内閣総理大臣は、改正法附則第三条第一項後段の規定による条件の付加の権限、同条第二項の規定による登録の取消しの権限及び改正法附則第四条第一項の規定による届出の受理の権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限を貸金業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第五条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表百四の項の次に次のように加える。

<p>百四の二 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項及</p>	<p>1 貸金業の規制等に関する法律第三条第一項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対</p>	<p>十五万円</p>
---	---	-------------

<p>び第二項の規定に基づく貸金業者の登録に関する事務</p>	<p>する審査</p> <p>2 貸金業の規制等に関する法律第三条第二項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>十五万円</p>
---------------------------------	--	-------------